

マザーズ事前チェックリスト

以下に記載する「マザーズ事前チェックリスト」は、マザーズへの上場申請予定会社が上場準備を円滑に進めていただくための参考資料として作成したものです。

マザーズ上場会社としての体制整備の観点から、上場申請の準備段階において確認しておくべきと考えられる一般的な事項を掲げてありますが、上場申請予定会社の規模や業種・業態が様々であることから、求められる体制整備のあり方についても一様ではありません。したがって、実際に上場準備を進めるにあたっては、主幹事証券会社、担当監査法人などと十分相談してください。

上場申請予定会社が子会社及び関連会社を有している場合には、子会社等を含めた経営管理や、連結での情報開示などの体制整備が必要となりますのでご注意ください。

1 事業計画が、今後の事業展開を踏まえ合理的に作成されていますか。

事業計画は、上場前の投資情報につながる開示書類である「」の部」や、上場後に投資者に対して行う様々な情報開示における基礎的資料となるものです。したがって、当該事業計画(上場時における調達予定資金の用途及びその投資回収計画を含みます。)が、上場申請予定会社の内的・外的環境に対する客観的分析に基づいて作成されていることが必要です。

事業計画の基礎となるビジネスモデルは、経済的合理性の観点から、十分な検討が行われていますか。

事業計画が、属する業界の動向、競合他社の状況、自社の状況などを踏まえて、合理的に策定されていますか。

事業計画を達成する上でのリスク要因を合理的に説明できますか。

2 経営管理組織は有効に機能していますか。

(1) 取締役会について

業務執行の最高意思決定機関である取締役会において、十分な議論・検討がなされず、取締役会が形骸化しているような場合は、取締役会に求められる取締役の業務執行に対する監督機能が働かず、会社としての意思決定が特定の者により実質的に決定されてしまうこととなり、ひいては特定の者の利益を優先し、株主の利益が侵害される危険性が生じるものと考えられます。したがって、取締役会においては、議案に係る検討資料や月次業績資料などに基づいた十分な議論・検討と、その過程を経た組織的な意思決定・監督が求められます。

取締役会を定期的に関催していますか。また、必要に応じて機動的に関催し、迅速な意思決定を行うことができますか。

取締役会における議案に関しては、十分な議論・検討がなされた上で決定されていますか。また、そのための十分な経営管理資料などの検討資料が用意され、かつ、取締役会議事録が適法に整備されていますか。

業務運営上の重要な報告が適切に行われていますか。

取締役会の業務執行役員に対する監督が有効に機能していますか。

特定の者の利益を優先するような決議が行われていないですか。

取締役の他社との兼任関係などが、会社の意思決定や業務遂行を阻害するものとなっていないですか。

取締役会の決議方法がコーポレート・ガバナンスの観点から適当な決議方法となっていますか。

(2) 監査役について

監査役には、取締役、会計参与及び取締役会に対する監査機能が求められますが、この機能を全うするためには、日々の業務監査などに加えて、取締役会への出席も必要となります。

監査役による取締役及び会計参与の業務執行に対する牽制は有効に機能していますか。

担当監査法人や内部監査と連携して、適切に監査を実施していますか。

監査役が取締役会に出席していますか。

(3) 会計参与について

会計参与には、取締役や執行役と共同して計算書類を作成する役割がありますが、会計参与設置会社である場合、上場審査では会計参与に過度に依存せず、法定開示・適時開示を適時・適切に、かつ、継続的に行うための組織的な社内体制が求められます。

会計参与設置会社である場合、法定開示・適時開示に係る社内体制が会計参与に過度に依存した体制となっていないですか。

(4) 内部監査について

内部監査は、経営者自身が、会社財産の保全や適法かつ効率的な業務運営を担保するために行うものであり、基本的には、特定の部門の影響を受けない独立した部門により実施されることが望ましいと考えられます。しかし、会社の規模や業種・業態によっては、独立した部門によることが必ずしも効率的でない場合も考えられますので、その場合においては、内部監査機能をどのように構築するのかについて、会社の実態にあわせて検討していただく必要があります。

会社の規模や業種・業態に応じて、有効な内部監査(計画・実行・報告)を行っていますか。

被監査部門は、内部監査による指摘事項に対して適切な対応をとっていますか。

内部監査部門を設けていない場合は、代替的な手段をとっていますか。

(5) 内部統制・社内規程について

会社財産の保全や適法かつ効率的な業務運営に必要な内部牽制機能の枠組みの基礎は、社内規程の整備とその適切な運用であると考えられます。したがって、社内規程が会社の規模や業種・業態に応じて適切に整備されており、かつ、当該社内規程に沿った実務が行われていることが必要です。この場合の社内規程には、例えば組織運営関係規程(取締役会規程、監査役会規程、業務分掌規程、職務権限規程など)、人事労務関係規程(就業規則、給与規程、退職金規程など)、業務管理関係規程(予算管理規程、株式取扱規程、関係会社管理規程、販売管理規程、購買管理規程、資産管理規程、会社情報管理規程

など)、経理関係規程(経理規程、原価計算規程など)などが考えられます。また、ここに列挙したものの以外でも、会社の規模や業種・業態に応じて整備していただく必要があります。

なお、平成17年12月に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準案」が公表され、また、会社法では内部統制システムの整備に関する事項が改めて明文化されています。上場会社になるにあたってはこれらの法令等を踏まえ、内部統制システムの整備を事前に行っておく必要があります。

会社の規模や業種・業態に応じて、必要な社内規程が整備されていますか。

社内規程に部門間及び部門内の相互牽制機能が備わっていますか。

会社の規模や業種・業態の変化に応じて、適宜社内規程を改訂していますか。

社内規程に沿った実務が行われていますか。

法令等を踏まえた内部統制システムの整備の準備は行われていますか。

(6)業績管理について

経営者(業務執行役員を含みます。)が適切な経営判断を行うためには、会社(担当部門を含みます。)の状況を正確に把握することが不可欠であり、月次の業績及び事業の状況の把握と分析を早期に行うことができる体制が求められます。なお、月次の業績及び事業の状況に対して適切な分析を行うためには、合理的に策定された予算との比較分析が有効であると考えられます。また、この月次の業績及び事業の状況の早期の把握と分析は、上場後の適時・適切な情報開示(業績見通しの発表と修正)のためにも必要となります。

経営者が会社の状況を計数的に正確に把握していますか。

月次の業績及び事業の状況の把握を早期に行うことができますか。

予算が部門間調整の手続きを経て、合理的手法により策定されていますか。

予算と実績及びその比較分析、その他の経営情報を通じて、適時・適切な経営判断を行うことができますか。

(7)その他経営管理上の留意点について

法定書類や各種契約書などの重要書類が適切に整備・保管されていますか。

経営上重要な技術などに関して、必要に応じて特許を取得するなどの対応を行っていますか。

経営管理機能(総務部門・経理部門など)の一部を外部委託している場合でも、当該委託業務に関する管理・情報分析・説明を自社の責任において適切に行うことができますか。

3 企業内容の適時・適切な開示に向けた準備は進んでいますか。

(1)社内体制について

東証では「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」において「上場有価証券の発行者は、投資家への適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」と定めています。投資者への適時・適切な情報開示は、上場後も継続

的に求められますので、そのための体制整備が必要となります。つまり、会社としての情報開示面の対応が、特定の者によるところが大きいような場合においては、万が一の場合に情報開示に支障をきたす結果となりかねませんので、組織的な対応が求められます。

法定開示・適時開示・IR活動を適時・適切に、かつ、継続的に行うことができるような社内体制となっていますか。

親会社等と常に連絡が取れる体制を整えていますか。

(2) 開示書類について

東証では投資情報につながる開示書類として「 の部」を審査対象としています。したがって、定められた内容を網羅して記載していただくことはもちろん、その他投資判断を行う上で必要と考えられる情報を積極的に、かつ、一般投資者にも分かり易く記載していただくことが必要です。また、上場後の継続開示にも関係しますので、事前の十分な準備が求められます。

「 の部」を法令に準じて作成できるように準備を進めていますか。

「 の部」に、事業内容、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途など、投資判断上有用な事項を、一般投資者にも分かりやすく記載するように準備を進めていますか。

「 の部」に、投資判断上のリスクとしての性格を有する情報、具体的には、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、主要な事業の前提に関する事項、その他投資判断に際してリスク要因として考慮されるべき事項を網羅し、かつ、一般投資者にも分かりやすく記載するように準備を進めていますか。

資本下位会社への出資比率の不当な調整などにより、企業グループの実態の開示を歪めていませんか。

(3) 業績等の開示について

マザーズへ上場することとなった場合には、通期業績、半期業績及び四半期業績の開示と、業績見通しの公表を継続的に行っていただくこととなりますが、これらの業績等の開示には、投資情報としての有用性の観点から、速報性と正確性が求められます。また、業績見通しの公表に関しては、その後の事業の進捗状況に応じて、場合によっては業績見通しの修正を行っていただく必要が生じますが、この業績見通しの修正を適時・適切に行うためには、月次での予算実績管理が必要となります。なお、業績見通しの公表を行うことが困難な場合も想定されますが、この場合においては、業績見通しを公表することができない理由を説明していただいた上で、上場後、できるだけ早期に業績見通しの公表をお願いすることとなります。

通期業績及び半期業績を早期に開示することができるように準備を進めていますか。

四半期業績を、担当監査法人の「レビュー報告書」とともに、第1四半期末または第3四半期末から、遅くとも45日以内に開示できるように準備を進めていますか。

適切な予算実績管理に基づいた業績見通しの公表及び適時・適切な業績見通しの修正を行うことができるように準備を進めていますか。

業績見通しの公表を行うことができない場合は、その理由を合理的に説明できますか。また、この場合には、業績見通しの策定・公表に関する今後の方針について説明できますか。

(4) 会計処理について

財務諸表等(連結財務諸表を含みます。以下同じ。)は上場申請予定会社の財政状態や経営成績などを示すもので、開示情報の中で特に重要であります。その作成上の基準となる会計処理(会計方針)の適切性は、財務諸表等自体の信頼性の基礎となるものです。したがって、その決定及び変更に関しては、業種・業態などを踏まえて、担当監査法人と事前に十分検討していただく必要があります。

採用する会計処理及びその運用が、会計基準、会計慣行、業種・業態などの観点から適切ですか。
会計証憑類・データファイルが、適切に整理・保管されていますか。

(5) 事業年度(決算期)の変更について

「の部」などの開示書類の中では、基本的に直前2期間の財務諸表等の掲載が求められていますが、これは、過去2期間の業績等を比較対照できることが投資情報として有用であることを意味しています。しかしながら、最近2年間に事業年度(決算期)の変更を行っている場合は、期間比較が困難となり、財務諸表等の投資情報としての価値を損ねることとなりますので、基本的に好ましいことではないと考えております。

最近2年間に事業年度(決算期)の変更を行っている場合は、その事業年度(決算期)の変更の理由を合理的に説明できますか。

最近2年間に事業年度(決算期)の変更を行っている場合は、期間比較可能性を担保するための補足的情報を開示する準備を進めていますか。

(6) 会社情報管理について

会社情報、中でも証取法上の重要情報の管理と適時・適切な開示は、インサイダー取引の防止、ひいては証券市場の信頼性確保の観点から非常に重要でありますので、組織的な情報管理体制の整備が求められます。

会社情報を、会社情報管理に係る社内規程にしたがって、適切に管理することができますか。
重要情報を適時・適切に開示することができますか。
インサイダー取引防止に向けた研修会などを実施する予定がありますか。

4 会社関係者等との取引により、企業経営の健全性が損なわれていませんか。

会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性と、取引条件の適正性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、会社財産の保全の観点から問題です。なお、マザーズは新興企業を対象としていることから、支援目的で申請予定会社にとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合においては、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められる場合もあります。

特別利害関係者、人的関係会社、資本的关系会社等との取引が存在する場合において、その取引を行うことに合理性がありますか。

特別利害関係者、人的関係会社、資本的关系会社等との取引が存在する場合において、支援目的である場合を除いて、その取引条件が第三者取引や近隣相場などと比較して適正ですか。

特別利害関係者、人的関係会社、資本的关系会社等との取引が存在する場合において、当該取引の内容を開示書類において適切に開示するように準備を進めていますか。

5 上場申請にあたり、その他の留意すべき点への対応は図られていますか。

(1) 親会社等について

申請予定会社が親会社等(申請予定会社を支配することを目的としない場合を除きます。以下同じ。)を有している場合においては、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、申請予定会社の事業活動の多くの面で親会社等からの影響を受けていることが考えられます。

そこで、申請予定会社が親会社等を有している場合においては、親会社等の意図により申請予定会社の自由な事業活動を阻害されるような状況にないことに加え、当該親会社等の情報は申請予定会社の投資情報としても重要であると考えられることから、当該親会社等に対し一定の情報開示を求めています。

親会社等の企業グループに、申請予定会社の事業内容と類似する事業を営む会社が存在する場合において、申請予定会社の自由な事業活動や経営判断が阻害されるようなおそれはありませんか。

親会社等の役職員を兼任する者が申請予定会社の取締役会又は委員会設置会社における各委員会の半数以上を占める等、申請会社の自由な経営活動を阻害するような状況が生じていませんか。

申請予定会社が自らの意思決定によらず、親会社等からの指示によって事業を営んでいる等、申請予定会社の事業活動が専ら親会社等に依存している状況にはありませんか。

申請予定会社が経営活動を行うに際し、その意思決定について親会社等からの過度な制約となるような取決め等が存在していませんか。

親会社等から独立した事業運営を行う上で、合理的な説明が困難な親会社等役職員からの出資や同役職員への新株予約権の付与などが行われていませんか。

親会社等と営業取引、不動産賃貸借取引、資金取引等の取引関係がある場合において、支援目的であるものを除き、お互いがいずれか一方の不利益となるような取引を強制、誘引していませんか。

親会社等との取引に合理的な理由、必然性はありますか。また、支援目的であるものを除いて、親会社等との取引条件は通常と著しく異なっていませんか。

親会社等が上場会社ですか。また、親会社等が上場会社でない場合は、当該親会社等が継続開示会社であるか、または「有価証券報告書に準じた内容の書類」を各事業年度ごとに東証に提出できる状況であり、かつ、当該親会社等が、東証の定める会社情報等の開示を行うことについて同意していますか。

(2) その他について

事業内容が公序良俗に反するものではないですか。

申請予定会社、特別利害関係者、従業員、株主及び取引先等が、暴力団等の反社会的勢力と関係が

ないですか。

重要な訴訟、係争、紛争、法令違反がないですか。

株券が東証の定める様式に適合していない場合は、東証の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会において決議済みですか。

上場申請に係る株式について譲渡制限がある場合は、上場申請日までに定款変更し、譲渡制限を削除する予定ですか。

株式事務を、東証の承認する株式事務代行機関に委託していない場合は、株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていますか。

定款上の公告紙が全国版日刊紙あるいは電子公告となっていますか。そうでない場合は、公告すべき事項の広範な(地域的な格差のない)周知方法として、ホームページへ適切に掲載するなどの対応を行っていますか。

第三者割当や株移動等に関して、東証の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」を遵守していますか。

最近において担当監査法人や主幹事証券会社の変更がある場合には、その理由を合理的に説明できますか。

担当監査法人や主幹事証券会社からの指導に対し、適切な対応を行っていますか。

